

お知らせ

● 区画道路の車両の通行・駐車等についてお願い

当組合では、皆様のご協力により道路築造が進んでおります。
一部の築造済み道路につきましては、一般車両も通行可能になっておりますので車両の通行に際しては、十分な注意をお願いいたします。
また、路上駐車につきましても通行時の支障となりますのでご協力をお願いいたします。

● 土地・建物の売買をするときは、ご相談を

特別な制約はありませんが、今後、区画整理により減歩、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとするときは、さいたま市土地区画整理協会へご相談の上、行ってください。

● 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をして頂き、原則中2日後の発行となり、手数料は1件1通300円(税込)となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

● 権利の届出をして下さい (定款第88条、第89条)

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届けが必要となります。
また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から代表者1名を選任して組合に届け出てください。
※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願い致します。

組合からのお願い

◆ 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了(換地処分公告の日)するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。

- ・土地の形質の変更
- ・建築物その他の工作物(ブロック塀、擁壁、カーポート等)の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意! この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除去命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

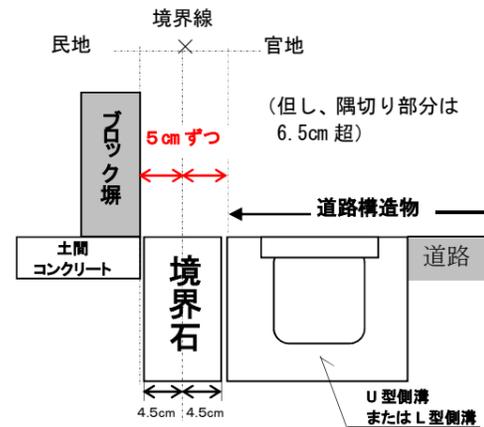
◆ 門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が、境界線より、**5センチメートル**民地側となるように設置してください。
このことは、さいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

◆ 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するため必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。



ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 (組合事務局) 管理課 048-799-2352 (資金管理・換地に関すること)
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 補償課 048-799-2523 (建物補償に関すること)
〒338-0002 さいたま市中央区下落合 2-18-6 工事課 048-799-2528 (工事にすること)
当協会ホームページはこちらから 
<http://saitama-kukaku.jp/>

Saitama City 大和田

令和7年5月

まちづくりニュース

さいたま市大和田特定土地区画整理組合
理事長 細沼博孝

《ごあいさつ》

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和7年度事業計画及び収支予算について、令和7年3月18日に開催された総代会において承認されましたことをご報告いたします。

令和7年度は道路築造工事、雨水管築造工事、建物等移転補償等を実施する予定です。

一日も早く新しいまちができるよう今後も努力してまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年度の事業計画について

工事

①道路築造工事

○仮換地指定を行った区域について道路築造工事を行うものです。

②雨水管築造工事

○道路築造工事を行った区域について雨水管築造工事を行うものです。

補償

①建物等移転補償

○事業により移転が発生する建物等について補償を行うものです。

調査設計

①道路詳細設計業務

○区画道路等を築造するための設計図書を作成するものです。

②建物等調査積算業務委託

○事業により移転が発生する建物等について調査を行うものです。

③杭打測量・換地修正外業務委託

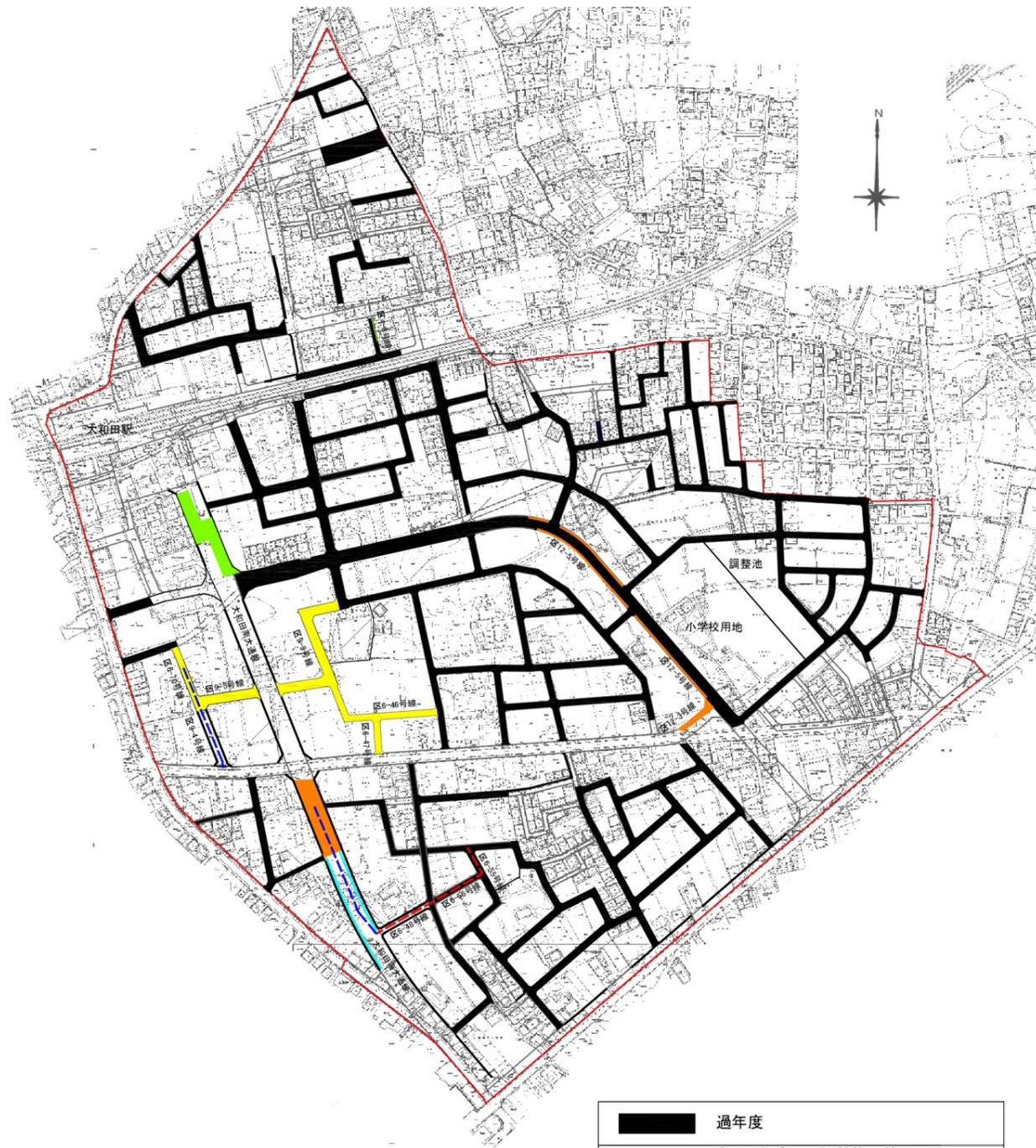
○事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行うものです。

④選挙人名簿作成業務委託

○役員及び総代選挙に伴い名簿等の作成を行うものです。

⑤その他事業に必要な調査設計等

令和7年度工事予定箇所案内図



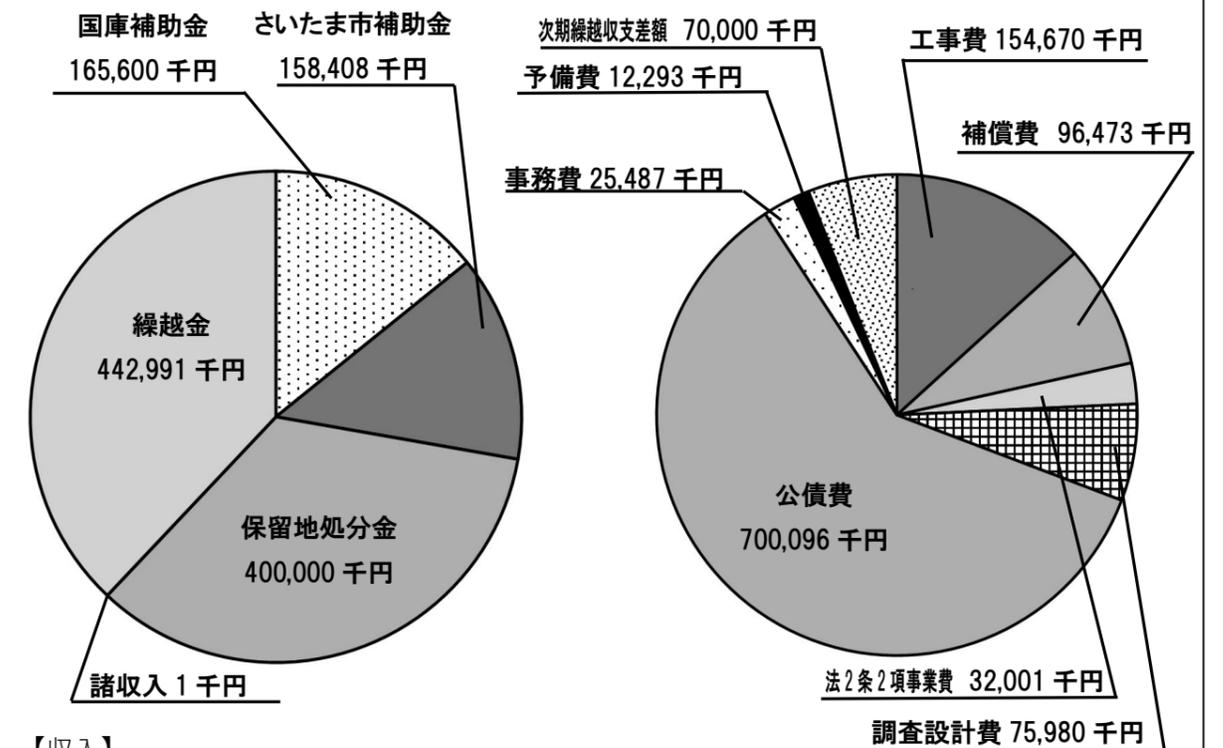
	過年度
	令和6年度から繰越施工箇所 (国補道路工事)
	雨水管
	令和6年度から繰越施工箇所 (国補雨水管工事+舗装工事)
	令和7年度施工予定箇所(国補道路工事)
	令和7年度施工予定箇所(国補雨水管工事)
	令和7年度施工予定箇所(市補水道工事)

※令和7年3月18日に開催された
総代会において承認された内容です。
現場の状況により、変更となる場合もあります。

令和7年度の収支予算について

収入の部 1,167,000 千円

支出の部 1,167,000 千円



【収入】

費目	予算額(千円)	備考
国庫補助金	165,600	
さいたま市補助金	158,408	
保留地処分金	400,000	
諸収入	1	
繰越金	442,991	
計	1,167,000	

【支出】

費目	予算額(千円)	備考
工事費	154,670	道路築造工事、雨水管築造工事等
補償費	96,473	建物等移転補償、仮住居補償等
法2条2項事業費	32,001	水道工事負担金
調査設計費	75,980	道路詳細設計業務、建物等調査積算業務委託等
公債費	700,096	借入元金、借入金利子
事務費	25,487	
予備費	12,293	
次期繰越収支差額	70,000	
計	1,167,000	